



熊本県公報

第 1 1 9 1 1 号

平成 22 年 5 月 28 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の生活保護法の規定によるもの (社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の生活保護法の規定によるもの (") 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の生活保護法の規定によるもの (") 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の生活保護法の規定によるもの (") 6
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定 (交通・くらし安全課) 6
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の廃止 (障害者支援総室) 6
- 道路の区域変更 (道路保全課) 7
- 県営土地改良事業計画 (農村計画・技術管理課) 7
- 県営土地改良事業計画 (") 7
- 県営土地改良事業計画の変更 (") 8
- 土地改良区役員の退任の公告 (") 8
- 平成 21 年度情報公開条例の運用状況 (県政情報文書課) 8
- 平成 21 年度個人情報保護条例の運用状況 (") 11
- 県営土地改良事業の工事完了公告 (農村計画・技術管理課) 15
- 平成 22 年度狩猟免許試験並びに狩猟免許有効期間更新に伴う適性検査及び講習に関する日程等 (自然保護課) 16
- 土地改良区役員の退任及び就任の公告 (農村計画・技術管理課) 18
- 宅地建物取引業事務所不確地業者に関する公告 (建築課) 18
- 宅地建物取引業事務所不確地業者に関する公告 (") 19
- 企画コンペ式による「熊本県地域生活定着支援センター」設置・運營業務の受託者の選定 (社会福祉課) 19
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出 (商工振興金融課) 20
- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表 (有明海自動車航送船組合) 20
- 熊本県教職員住宅管理規程の一部改正 (教育政策課) 24
- 熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会) 24
- 政治資金規正法第 17 条第 2 項適用団体の告示 (") 25
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表 (") 26
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表 (") 26
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表 (") 27
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表 (") 28
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表 (") 28
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表 (") 28
- 第 3 回障がい者への差別をなくす条例検討委員会の開催 (熊本県障害者施策推進協議会) 28
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程 (人事委員会) 29

告 示

熊本県告示第 5 8 3 号
 生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) 第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護支援事業所ほほえみのもり 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目8番1号	株式会社ほほえみのもり 菊池郡菊陽町新山三丁目10番5号	平成22年4月15日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
サポートセンター虹 上益城郡甲佐町大字白旗2247番地1	上益城農業協同組合 上益城郡甲佐町大字白旗543番地1	平成22年4月12日
デイサービスセンター「グリーンコープゆるりの家・八代」 八代市本町四丁目2番28号	グリーンコープ生活協同組合くまもと 熊本市新土河原二丁目1番1号	平成22年4月19日
デイサービスプラトール水俣 水俣市百間町二丁目4番22号	株式会社H&A 水俣市大黒町二丁目2番6号	平成22年4月19日
デイサービスありがとう 菊池市隈府81番地	株式会社W a h a h a 菊池市重味1285番地2	平成22年4月22日
デイサービス春富 玉名郡和水町東吉地990番地3	有限会社 輪 福岡県柳川市三橋町吉開102番地	平成22年4月20日

（認知症対応型共同生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームえがお人吉 人吉市西間下町字花切1028番地4	有限会社 えがお 球磨郡あさぎり町免田西2195番地1	平成22年4月2日
有限会社真和会ファミリー倶楽部 上天草市松島町合津1068番地1	有限会社 真和会 上天草市姫戸町姫浦2528番地6	平成22年4月22日

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護支援事業所ほほえみのもり 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目8番1号	株式会社ほほえみのもり 菊池郡菊陽町新山三丁目10番5号	平成22年4月15日

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
サポートセンター虹 上益城郡甲佐町大字白旗2247番地1	上益城農業協同組合 上益城郡甲佐町大字白旗543番地1	平成22年4月12日
デイサービスセンター「グリーンコープゆるりの家・八代」 八代市本町四丁目2番28号	グリーンコープ生活協同組合くまもと 熊本市新土河原二丁目1番1号	平成22年4月19日

デイサービスプラトール水俣 水俣市百間町二丁目4番22号	株式会社H&A 水俣市大黒町二丁目2番6号	平成22年4月19日
デイサービスありがとう 菊池市隈府81番地	株式会社Wahaha 菊池市重味1285番地2	平成22年4月22日
デイサービス春富 玉名郡和水町東吉地990番地3	有限会社 輪 福岡県柳川市三橋町吉開102番地	平成22年4月20日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームえがお人吉 人吉市西間下町字花切1028番地4	有限会社 えがお 球磨郡あさぎり町免田西2195番地1	平成22年4月2日
有限会社真和会ファミリー倶楽部 上天草市松島町合津1068番地1	有限会社 真和会 上天草市姫戸町姫浦2528番地6	平成22年4月22日

(介護老人保健施設)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
海風 天草市楠浦町259番地	医療法人社団福寿会 天草市楠浦町259番地	平成22年4月26日

(居宅介護支援事業)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
鹿本農業協同組合 居宅介護支援事業所 山鹿市山鹿1026番地17	鹿本農業協同組合 山鹿市山鹿1026番地17	平成22年4月1日
れんげそう居宅介護支援事業所 天草市船之尾町7番地3	蓮華株式会社 天草市河浦町路木2995番地3	平成22年4月26日

熊本県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
山鹿ヘルパー ステーション	社会福祉法人 山鹿市 社会福祉協 議会	山鹿市宗方通1 05番地	事業所の所在地		平成22年 4月1日
			山鹿市中5 78番地	山鹿市宗方 通105番 地	
			開設者の所在地		

			山鹿市菊鹿町下永野 6 5 0 番地	山鹿市中 5 7 8 番地	
(訪問入浴介護)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
山鹿訪問入浴ヘルパーステーション	社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会	山鹿市宗方通 1 0 5 番地	事業所の所在地		平成 2 2 年 4 月 1 日
			山鹿市中 5 7 8 番地	山鹿市宗方通 1 0 5 番地	
			開設者の所在地		
			山鹿市菊鹿町下永野 6 5 0 番地	山鹿市中 5 7 8 番地	
(介護予防訪問介護)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
山鹿ヘルパーステーション	社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会	山鹿市宗方通 1 0 5 番地	事業所の所在地		平成 2 2 年 4 月 1 日
			山鹿市中 5 7 8 番地	山鹿市宗方通 1 0 5 番地	
			開設者の所在地		
			山鹿市菊鹿町下永野 6 5 0 番地	山鹿市中 5 7 8 番地	
(介護予防訪問入浴介護)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
山鹿訪問入浴ヘルパーステーション	社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会	山鹿市宗方通 1 0 5 番地	事業所の所在地		平成 2 2 年 4 月 1 日
			山鹿市中 5 7 8 番地	山鹿市宗方通 1 0 5 番地	
			開設者の所在地		
			山鹿市菊鹿町下永野 6 5 0 番地	山鹿市中 5 7 8 番地	

			町下永野 6 5 0 番地	7 8 番地	
(居宅介護支援事業)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
山鹿・鹿北居 宅介護センタ ー	社会福祉法 人 山鹿市 社会福祉協 議会	山鹿市宗方通 1 0 5 番地	事業所の名称		平成 2 2 年 4 月 1 日
			山鹿居宅介 護センター	山鹿・鹿北居 宅介護セン ター	
			事業所の所在地		
			山鹿市中 5 7 8 番地	山鹿市宗方 通 1 0 5 番 地	
			開設者の所在地		
			山鹿市菊鹿 町下永野 6 5 0 番地	山鹿市中 5 7 8 番地	
鹿本・菊鹿居 宅介護センタ ー	社会福祉法 人 山鹿市 社会福祉協 議会	山鹿市鹿本町来 民 9 6 2 番地 2	事業所の名称		平成 2 2 年 4 月 1 日
			鹿本居宅介 護センター	鹿本・菊鹿居 宅介護セン ター	
			開設者の所在地		
			山鹿市菊鹿 町下永野 6 5 0 番地	山鹿市中 5 7 8 番地	

熊本県告示第 5 8 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 2 年 5 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスセンターこもれば 庵 下益城郡美里町佐俣 3 3 8 番地	社会福祉法人伸生紀 下益城郡美里町佐俣 3 3 8 番地	平成 2 2 年 4 月 1 日

(認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人村上会ファミリー倶楽部 上天草市松島町合津1068番地1	医療法人村上会 上天草市姫戸町姫浦2528番地6	平成22年3月16日

(介護予防認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスセンターこもれび庵 下益城郡美里町佐俣338番地	社会福祉法人伸生紀 下益城郡美里町佐俣338番地	平成22年4月1日

熊本県告示第586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条の規定により次の指定介護機関から辞退の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護療養型医療施設)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	辞退年月日
福本医院 天草市楠浦町259番地	医療法人社団福寿会 天草市楠浦町259番地	平成22年3月31日

熊本県告示第587号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成22年5月19日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	萌え痴女 またがりハメ放題（オーピー） 美人教員 バイブとセクハラ（新東宝） 白衣快感 おっぴろげご奉仕（オーピー） 未亡人 わいせつ戦争（新東宝） 社宅妻 ねっとり不倫漬け（オーピー） 密室の美女 責める（新東宝） コンビニ無法地帯 人妻を狩れ（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第588号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から当該医療機関の業務の廃止の届出があった。

平成22年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	廃止年月日
内田内科医院 熊本市湖東一丁目1-5	平成22年4月30日

熊本県告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年5月28日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字津留字川田代 706番1地先から 同町大字野尻字向津留 1372番2地先まで	前	4.5 ～ 16.0	743.0	旧道移管
				9.0 ～ 60.0		
			後	9.0 ～ 60.0	390.4	
				前		
		9.5 ～ 19.0	104.0			
		後		9.5 ～ 19.0	104.0	

2 区域を変更する期日 平成22年5月28日

公 告

熊本県公告第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営寺迫地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営寺迫地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年5月31日から平成22年6月25日まで
- 3 縦覧場所
益城町役場

熊本県公告第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営郷野原地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営郷野原地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年5月31日から平成22年6月25日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営菊池東部地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営菊池東部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年5月31日から平成22年6月25日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第298号

玉名市に事務所を置く玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成22年4月13日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年5月19日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第299号

熊本市に事務所を置く大門樋土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	浅野 克規	熊本市沖新町1236番地

熊本県公告第300号

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第36条及び審議会等の会議の公開に関する指針（平成10年熊本県告示第826号）第7（2）の規定により、平成21年度の各実施機関における同条例及び同指針の運用状況を次のとおり公表する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 行政文書開示請求等に対する決定等の状況

(単位：件)

区分	請求・申出に対する決定等件数	請求・申出に対する決定等の内容					
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
開示請求	970 (1,247)	578 (677)	255 (401)	18 (14)	63 (118)	56 (37)	0 (0)
開示申出	10 (13)	1 (5)	3 (2)	0 (1)	1 (5)	5 (0)	0 (0)
合計	980 (1,260)	579 (682)	258 (403)	18 (15)	64 (123)	61 (37)	0 (0)

* () 内の数字は、平成20年度の状況。

* 「開示申出」とは、条例では開示請求の対象となっていない条例施行前の文書などについて任意的開示を求める申出をいう。

* 請求・申出に対する決定等件数 980件中、128件が「くまもと電子申請窓口よろず申請本舗」を利用した電子請求。

2 行政文書開示請求等に対する実施機関別の決定等の状況

(単位：件)

実施機関名	区分	請求に対する決定等件数	請求に対する決定等の内容						開示申出	申出に対する決定等の内容					
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
総合政策局		8	2	3		3		0							
総務部		41	9	25		5	2	3		1				2	
地域振興部		3	2			1		0							
健康福祉部	知	94	40	27	3	15	9	2		1				1	
環境生活部		25	4	9		3	9	2		1		1			
商工観光労働部		14	5	7			2	0							
農林水産部		63	35	17		8	3	0							
土木部		230	176	28	1	11	14	1	1						
出納局	事	1	1					0							
企業局		5		2	1	2		0							
地域振興局		367	274	85	1	4	3	2						2	
小計		851	548	203	6	52	42	0	10	1	3	0	1	5	0
議会		1		1				0							
教育委員会		48	14	24	1	3	6	0							
選挙管理委員会		14	5	4		4	1	0							
人事委員会		1					1	0							
監査委員		11	4	6			1	0							
公安委員会		1					1	0							
警察本部長		40	7	17	10	4	2	0							
労働委員会		1					1	0							
取用委員会		1					1	0							
海区漁業調整委員会		0						0							
内水面漁場管理委員会		0						0							
病院事業の管理者		0						0							
公立大学法人熊本県立大学		0						0							
熊本県住宅供給公社		1			1			0							
熊本県道路公社		0						0							
合計		970	578	255	18	63	56	0	10	1	3	0	1	5	0

3 行政文書開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成 20 年度末 現在審理継続中 のもの	平成 21 年度中 の申立て	決 定				取下げ	平成 21 年度末 現在未決定のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
77 件 (3 人)	0 件	0	2	1	0	0	74 件 (2 人)

* () 内は不服申立人の人数

4 情報プラザにおける情報提供の状況

行政資料のコピーサービス利用状況	件 数	1, 482
	枚 数	88, 776
行政資料の有償頒布の状況	件 数	975
	冊 数	1, 641

5 審議会等の公開の状況

(1) 審議会等の公開・非公開についての方針の決定状況

指針の対象となる 審議会等の総数	方 針 の 決 定 状 況			
	公 開	一部公開	非 公 開	未 決 定
159 (160)	71 (75)	24 (23)	49 (45)	15 (17)

(2) 会議の公開の状況

平成 21 年度に会議を開いた審議会等の数	124 (122)	
延べ開催回数及びその公開の状況	545 回 (547 回)	
	公開	146 回
	一部公開	19 回
	非公開	378 回
	現地審議等	2 回
公開又は一部公開の会議の傍聴者数	69 人 (269 人)	

* () 内の数字は、平成 2 0 年度の状況。

* 「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、県の事務について調停、審査、審議又は調査等を行うため設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

* 指針の対象となる審議会等の総数については、平成 2 1 年度中に廃止された 7 の審議会等を含む。

熊本県公告第 3 0 1 号

熊本県個人情報保護条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号）第 4 2 条の規定により、平成 2 1 年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 2 2 年 5 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施機関別の登録対象事務の件数

実施機関名		件 数
知 事	総合政策局	15
	総務部	101
	地域振興部	35
	健康福祉部	393
	環境生活部	86
	商工観光労働部	75
	農林水産部	175
	土木部	118
	出納局	2
	企業局	10
	地域振興局	10
	小 計	1,020
議会	11	
教育委員会	105	
選挙管理委員会	5	
人事委員会	10	
監査委員	3	
公安委員会	1	
警察本部長	112	
労働委員会	5	
収用委員会	1	
熊本県有明海区漁業調整委員会	2	
天草不知火海区漁業調整委員会	2	
内水面漁場管理委員会	2	
公立大学法人熊本県立大学	18	
病院局	2	
合 計	1,299	

(注) 登録対象事務とは、条例第 6 条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの。」をいう。

2 自己情報開示請求に対する決定等の状況

(単位：件)

請求に対する 決定等件数	請求に対する決定等の内容				
	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
64 (47)	23 (13)	34 (22)	2 (5)	4 (7)	1 (0)

* () 内は平成 20 年度の状況。

3 自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位：件)

実施機関名	区分	開示請求 に対する 決定等	請求に対する決定等の内容				
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
知 事	総合政策局	0					
	総務部	2	1	1			
	地域振興部	0					
	健康福祉部	6	6				
	環境生活部	6	3	2			1
	商工観光労働部	0					
	農林水産部	0					
	土木部	0					
	出納局	0					
	企業局	0					
	地域振興局	0					
小 計		14	10	3	0	0	1
議会		0					
教育委員会		14	8	6			
選挙管理委員会		0					
人事委員会		1	1				
監査委員		0					
公安委員会		1				1	
警察本部長		32	3	24	2	3	
労働委員会		0					
取用委員会		0					
海区漁業調整委員会		0					
内水面漁場管理委員会		0					
公立大学法人熊本県立大学		0					
病院局		2	1	1			
合 計		64	23	34	2	4	1

4 自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成 20 年 度末現在審 理継続中 のもの	平成 21 年 度中の申立 て	決 定				取下げ	平成 21 年 度末現在審 理継続中 のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
0	1	0	0	0	0	0	1

5 口頭による自己情報開示請求に対する開示の件数

知事

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
職員選考考査	6	142	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	7	237	
行政職への職種転換選考試験	6	64	
知的障がい者・精神障がい者を対象とする熊本県職員(非常勤職員)採用試験	1	45	
熊本県男女共同参画審議会公募委員選考審査	0	8	
熊本県福祉サービス第三者評価 評価調査者養成研修了試験	3	22	
くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会公募委員選考審査	1	7	
熊本県准看護師試験	77	513	
歯科技工士試験	3	33	
熊本県調理師試験	28	811	
熊本県NICU入院児支援コーディネーター嘱託員採用試験	0	1	
熊本県製菓衛生師試験	0	42	
熊本県ふぐ処理師試験	10	41	
登録販売者試験	15	734	
毒物劇物取扱者試験	2	448	
熊本県クリーニング師試験	3	30	
狩猟免許試験	1	256	
内閣府青年国際交流事業中間選考会	0	5	
熊本県ジュニアドリーム事業ボランティアリーダー選考会	0	11	
主任計量者試験	0	2	
採石業務管理者試験	0	66	
砂利採取業主任者試験	0	6	
熊本県職員採用候補者選考試験(技術職員)	0	22	
職業訓練指導員試験	0	16	
技能検定試験	3	2,734	
熊本高等技術訓練校訓練生入校選考	3	95	
熊本県立技術短期大学校一般入試	10	86	
熊本県立技術短期大学校推薦入試	7	108	
農業大学校入学者選抜試験	0	75	
農業指導士認定試験	1	77	
家畜人工授精に関する講習会の修業試験	0	46	
家畜体内受精移植に関する講習会の修業試験	0	9	
熊本県水産研究センター臨時職員採用試験	0	55	
熊本県企業局臨時職員採用試験	0	15	
熊本県非常勤職員採用試験	17	719	
計	204	7,581	

議会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
熊本県非常勤職員採用試験	0	23	
熊本県臨時職員採用試験	0	8	
計	0	31	

教育委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
熊本県教育委員会臨時職員採用試験	0	46	
計	0	46	

人事委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
職員採用試験(大学卒業程度)	148	800	
職員採用試験(短大卒業程度)	1	55	
職員採用試験(高校卒業程度)	13	238	
職員採用試験(警察官A)	146	1,333	
職員採用試験(警察官B)	51	729	
身体障害者を対象とする職員選考試験	5	20	
計	364	3,175	

警察本部長

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験	2	124	
警備員検定	44	55	
改正警備業法附則第5条の規定による審査	3	8	
警備員指導教育責任者講習修了考査	55	57	
機械警備業務管理者講習修了考査	3	3	
猟銃及び空気銃取扱いに関する講習会修了考査	7	78	
教習指導員資格審査	0	87	
技能検定員資格審査	0	52	
停止処分者講習	19	4,754	
運転免許試験	2,432	45,595	
原付免許試験(署)	196	262	
小型特殊免許試験(署)	0	1	
熊本県警察臨時職員採用試験	7	523	
熊本県警察非常勤職員採用試験「カーガード」以外	0	48	
計	2,768	51,647	

病院事業の管理者

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
熊本県病院局非常勤職員採用試験(作業療法補助員)	0	4	
熊本県病院局非常勤職員採用試験(経理等業務補助員)	0	11	
熊本県病院局非常勤職員採用試験(精神保健福祉士)	0	3	
計	0	18	

公立大学法人熊本県立大学

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
熊本県立大学一般入試	49	1,143	
熊本県立大学自己推薦型入試	5	295	
熊本県立大学大学院入試	5	75	
計	59	1,513	

総 計	3,395	64,011	
-----	-------	--------	--

(注)

- ・本表は、平成21年度中に実施した試験についての開示の実績である。したがって、開示を行った期間が平成22年度にまたがったものも含む。
- ・ただし、熊本県立大学一般選抜試験については、開示期間が試験実施期日の属する年度の翌年度の5月1日から6月30日までであるので、平成20年度中に実施した試験についての実績を計上している。

6 自己情報訂正請求に対する決定等の状況

(単位：件)

請求件数	請求に対する決定等の内容			
	全部訂正	部分訂正	不訂正	取下げ
2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)

* () 内は平成20年度の状況。

7 自己情報訂正請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	訂正請求	請求に対する決定等の内容			
			全部訂正	部分訂正	不訂正	取下げ
知事	総合政策局	0				
	総務部	0				
	地域振興部	0				
	健康福祉部	0				
	環境生活部	1			1	
	商工観光労働部	0				
	農林水産部	0				
	土木部	0				
	出納局	0				
	企業局	0				
	地域振興局	0				
	小 計	1	0	0	1	0
議会		0				
教育委員会		1		1		
選挙管理委員会		0				
人事委員会		0				
監査委員		0				
公安委員会		0				
警察本部長		0				
労働委員会		0				
収用委員会		0				
海区漁業調整委員会		0				
内水面漁場管理委員会		0				
公立大学法人熊本県立大学		0				
合 計		2	0	1	1	0

8 自己情報訂正請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0 件

9 自己情報利用停止請求に対する決定等の状況

0 件

10 自己情報利用停止請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0 件

11 個人情報の取扱いについての苦情の申出の件数及びその対応状況

(単位:件)

申出件数	申出に対する対応状況		
	対応済み	検討中	未検討
3 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)

* () 内は平成 2 0 年度の状況。

熊本県公告第 3 0 2 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	宇城東部二期（萱野鶴工区）（美里町）	平成21年9月24日	平成22年3月23日	熊本県
農業用排水施設	宇城東部二期（中園工区）（美里町）	平成21年12月14日	平成22年3月30日	熊本県

熊本県公告第303号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条、第51条第2項及び第4項の規定により、平成22年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。

- (1) 20歳に満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらす、狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令により定められた次の病気にかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（（1）から（3）までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号の規定に該当するとして狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

2 試験等の内容

- (1) 狩猟免許試験の内容
 - ア 狩猟に関する知識試験
択一式の筆記試験により、法及び法施行令並びに猟具・鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
 - イ 狩猟に関する適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - ウ 狩猟に関する技能試験
狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許）ごとに行う。
※ 試験の順序は、知識試験、適性試験、技能試験の順で行い、知識試験及び適性試験に合格した者のみに技能試験を実施する。
- (2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容
 - ア 狩猟に関する適性検査
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - イ 狩猟に関する講習
法及び法施行令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について行う。

3 試験等の日程及び場所

- (1) 狩猟免許試験については、別表1のとおり
- (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおり

4 申請手続

- (1) 申請書類の請求先
申請書類の請求先は、熊本県各地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課、熊本県環境生活部自然保護課又は社団法人熊本県猟友会とする。
- (2) 申請書類の提出先

- ア 狩猟免許試験
 - (ア) 第1回から第4回までの狩猟免許試験についての提出先は、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部自然保護課とする。
 - (イ) 第5回の狩猟免許試験についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
- イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習
 - 原則として、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部自然保護課とする。
 - ただし、平成22年9月4日実施の狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
- (3) 申請書類の受付期限
 - 狩猟免許試験又は狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の10日前までに必着のこと。
- (4) 提出書類等
 - ア 狩猟免許試験
 - (ア) 狩猟免許申請書 1部
 - (イ) 写真（申請前6か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの） 1部
 - (ウ) 1の（2）から（4）までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書1部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。）
 - (エ) 80円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部
 - イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査
 - 狩猟免許有効期間更新申請書 1部
 - ※その他狩猟免許試験の提出書類に同じ。
- (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料
 - 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。
 - ア 狩猟免許申請手数料5,200円。ただし、既に網猟、わな猟、第1種銃猟又は第2種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、3,900円
 - イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,800円
- 5 試験等当日の携行品
 - (1) 受験票
 - (2) 筆記用具
- 6 その他
 - (1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。
 - (2) 不明の点は、熊本県の地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課又は熊本県環境生活部自然保護課に問い合わせること。

別表1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区 分	日 程	場 所
第1回試験	平成22年 7月10日（土）	熊本県球磨総合庁舎大会議室
第2回試験	平成22年 7月31日（土）	熊本県上益城総合庁舎大会議室
第3回試験	平成22年 8月 8日（日）	熊本県天草総合庁舎大会議室
第4回試験	平成22年 8月29日（日）	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
第5回試験	平成22年12月18日（土）	熊本県上益城総合庁舎大会議室

別表2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
平成22年 7月 3日（土）	熊本県立大学講義棟2号館中講義室2
平成22年 7月11日（日）	熊本県菊池総合庁舎大会議室 熊本県芦北総合庁舎大会議室 熊本県天草総合庁舎大会議室
平成22年 7月15日（木）	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成22年 7月17日（土）	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室 熊本県上益城総合庁舎大会議室
平成22年 7月24日（土）	熊本県玉名総合庁舎大会議室 熊本県阿蘇総合庁舎大会議室

平成22年 7月25日(日)	熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成22年 8月 1日(日)	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
平成22年 8月21日(土)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
平成22年 9月 4日(土)	熊本県立大学外国語教育センター多目的室

熊本県公告第304号

天草市に事務所を置く羊角湾土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	池田 裕之	天草市河浦町今田504番地
理事	鎌田 正紀	天草市河浦町河浦3143番地1
理事	吉田 勝	天草市河浦町新合1805番地
理事	田嶋 悟	天草市河浦町河浦1702番地
理事	斎藤 良人	天草市河浦町河浦1109番地
理事	吉仲 慶豊	天草市河浦町河浦1013番地
理事	歳田 秀孝	天草市河浦町新合883番地
理事	吉田 弘	天草市河浦町新合351番地
理事	山崎 裕二	天草市深海町967番地
理事	梅田 良二	天草市二浦町早浦603番地
理事	古山 林	天草市久玉町3438番地
理事	中川 徹	天草市深海町1962番地
理事	小羽 濟	天草市久玉町2565番地
監事	金山 一俊	天草市河浦町河浦681番地
監事	池田 豊治	天草市河浦町河浦4793番地3
監事	川元 忠篤	天草市深海町2841番地
就任		
理事	池田 裕之	天草市河浦町今田504番地
理事	鎌田 正紀	天草市河浦町河浦3143番地1
理事	吉田 勝	天草市河浦町新合1805番地
理事	田嶋 悟	天草市河浦町河浦1702番地
理事	斎藤 良人	天草市河浦町河浦1109番地
理事	吉仲 慶豊	天草市河浦町河浦1013番地
理事	歳田 秀孝	天草市河浦町新合883番地
理事	吉田 弘	天草市河浦町新合351番地1
理事	山崎 裕二	天草市深海町967番地
理事	梅田 良二	天草市二浦町早浦603番地
理事	中川 徹	天草市深海町1962番地
理事	古山 林	天草市久玉町3438番地
理事	小羽 濟	天草市久玉町2565番地
監事	金山 一俊	天草市河浦町河浦681番地
監事	池田 豊治	天草市河浦町河浦4793番地3
監事	川元 忠篤	天草市深海町2841番地

熊本県公告第305号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

宅地建物取引業者
名 称 有限会社 ネオプランニング
代表者氏名 代表取締役 松尾 登美
主たる事務所の所在地 熊本市新外1-5-51
免許証番号 熊本県知事(2)第4384号
免許年月日 平成16年8月13日

熊本県公告第306号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。
なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。
平成22年5月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

宅地建物取引業者
名 称 有限会社 グローアップ
代表者氏名 代表取締役 竹下 弘幸
主たる事務所の所在地 宇城市松橋町きらら3-2-17
免許証番号 熊本県知事(1)第4542号
免許年月日 平成19年2月27日

熊本県公告第307号

企画コンペ方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。
平成22年5月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 委託業務の概要

- (1) 業務名
「熊本県地域生活定着支援センター」設置・運営業務
- (2) 業務内容
別途規定する「熊本県地域生活定着支援センター」設置・運営要綱(以下「設置・運営要綱」という。)及び「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針(平成21年5月27日付け社援総発第0527001号)」(以下「運営指針」という。)に基づき、必要な事業を実施する。
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成23年3月31日まで

2 応募資格

- 社会福祉法人、NPO法人などの民間団体等で、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
- (1) 県内に活動拠点となる事務所を有すること。
 - (2) 定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
 - (3) 事業実施に十分な事務局の体制を整えられること。
 - (4) 予算、決算、事業報告等を適確に行っていること。
 - (5) 役員に、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなった日から2年を経過しない者
 - (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
 - (7) 特定の公職者(その候補者等を含む)又は政党を推薦、支持又は反対することを目的としていないこと。
 - (8) 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

3 募集要項等の配付

- (1) 配付期間
平成22年6月1日(火)から平成22年6月18日(金)までの午前10時から午後5時まで(閉庁日を除く。)
- (2) 配付場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部社会福祉課保護・生活支援班
なお、募集要項等は熊本県ホームページに掲載する。

4 応募書類の提出

- (1) 提出期間
平成22年6月1日(火)から平成22年6月18日(金)までの午前10時から午後5時まで(閉庁日を除く。)
- (2) 提出場所
熊本市水前寺六丁目18番1号

- 熊本県健康福祉部社会福祉課保護・生活支援班
- 5 募集要項等概要説明会の日時及び場所
- (1) 日時
平成22年6月7日(月)午後2時から3時まで
- (2) 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館802会議室(新館8階)
- 6 その他
詳細については、「「熊本県地域生活定着支援センター」設置・運営業務委託候補者募集要項」による。
- 7 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部社会福祉課保護・生活支援班
(電話096-333-2198)

熊本県公告第308号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成22年5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宇城バリュー イーストランド
宇城市小川町河江字江端121番1
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
住友信託銀行株式会社 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 代表取締役 森田 豊	代表取締役 常陰 均

- 3 変更の年月日
平成20年1月4日
- 4 変更する理由
代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成22年5月10日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び宇城地域振興局総務振興課
- (2) 縦覧期間
平成22年5月28日から平成22年9月28日まで

登載依頼

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表(公告)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。
平成22年5月28日

有明海自動車航送船組合
管理者 元重 雅博

有明海自動車航送船事業の平成21年度下半期(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)における業務の状況は、次のとおりである。

- (1) 事業の概要
当期における輸送実績は、航送車両数162,920台、車両収入387,254,930円、同乗旅客数205,319人、同乗旅客収入72,765,100円、一般旅客数35,253人、一般旅客収入14,483,500円である。
これを前年度同期と比較すると、航送車両数31,486台(16.2%)の減、車両収入85,731,650円(18.1%)の減、同乗旅客数34,815人(14.5%)の減、同乗旅客収入16,460,470円(18.4%)の減、一般旅客数4,506人(11.3%)の減、一般旅客収入1,737,780円(10.7%)の減となる。
- (2) 職員数(平成22年3月31日現在)
一般職員 13人

- 船舶職員 30人
合計 43人
- (3) 条例、規則の制定改廃
- ア 条例
- (ア) 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成21年組合条例第2号)
- (イ) 有明海自動車航送船組合特別職 (常勤の管理者) の給与の特例に関する条例 (平成21年組合条例第3号)
- イ 規則
- (ア) 平成十八年改正条例附則第九項から附則第十一項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 (平成21年組合規則第2号)
- (イ) 有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則 (平成22年組合規則第1号)
- (4) 議会議決事項
- 平成22年3月3日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。
- 第1号 平成22年度有明海自動車航送船事業会計予算
- 第2号 管理者専決処分の報告並びに承認について
有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第3号 管理者専決処分の報告並びに承認について
有明海自動車航送船組合特別職 (常勤の管理者) の給与の特例に関する条例
- (5) 経理状況
- ア 損益計算書 別表1
- イ 貸借対照表 別表2
- (6) 平成22年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表3

別表1

平成21年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書
(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
		451,908,122		
(1)	運航収入	(967,304,505)		
		8,628,874	460,536,996	
(2)	運航雑入	(15,093,393)	(982,397,898)	
2	営業費用			
		2,271,268		
(1)	一般管理費	(5,152,813)		
		326,690,591		
(2)	運航経費	(619,376,538)		
		192,844,890	521,806,749	
(3)	運航管理費	(376,784,173)	(1,001,313,524)	
	営業損失			61,269,753
				(18,915,626)
3	営業外収益			
		1,753,000		
(1)	受取利息及び配当金	(3,776,000)		
		410,000		
(2)	他会計補助金	(410,000)		
		4,449,062	6,612,062	
(3)	雑収入	(5,682,199)	(9,868,199)	
4	営業外費用			
		0		
(1)	支払利息	(0)		
		0	0	6,612,062

(2) 雑 支 出	(0)	(0)	(9,868,199)
経 常 損 失			54,657,691
			(9,047,427)
当 年 度 純 損 失			54,657,691
			(9,047,427)
前 年 度 繰 越 欠 損 金			798,945,263
			(844,555,527)
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			853,602,954
			(853,602,954)

別表2

平成21年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（平成22年3月31日）

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	2,298,443,687		
減価償却累計額	<u>2,178,699,524</u>	119,744,163	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	792,436,618		
減価償却累計額	<u>275,388,084</u>	517,048,534	
ニ 構 築 物	242,269,290		
減価償却累計額	<u>191,694,848</u>	50,574,442	
ホ 備 品	37,104,359		
減価償却累計額	<u>27,936,358</u>	9,168,001	
ヘ 機 械 装 置	5,840,400		
減価償却累計額	<u>5,548,380</u>	292,020	
有形固定資産合計			708,990,301
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		<u>757,600</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 出 資 金		<u>10,200,000</u>	
投資合計			<u>10,200,000</u>
固定資産合計			719,947,901
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		780,644,383	
(2) 未 収 金		20,176,082	
(3) 前 払 金		120,000	
(4) 有 価 証 券		230,000,000	
(5) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>1,031,940,465</u>
資 産 合 計			<u>1,751,888,366</u>

負 債 の 部		
3 固 定 負 債		
(1) 退職給与引当金	495,648,474	
(2) 修繕準備引当金	<u>14,841,843</u>	
固定負債合計		510,490,317
4 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	216,591,069	
(2) 預 り 金	2,712,807	
(3) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流動負債合計		<u>220,303,876</u>
負債合計		730,794,193
資 本 の 部		
5 資 本 金		
(1) 自己資本金	1,855,650,000	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>0</u>	
借入資本金合計		<u>0</u>
資本金合計		1,855,650,000
6 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,727,127	
ロ 工事負担金	800,000	
ハ 補助金	<u>8,520,000</u>	
資本剰余金合計		19,047,127
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 当年度未処理欠損金	<u>853,602,954</u>	
利益剰余金合計		<u>△ 853,602,954</u>
剰余金合計		<u>△ 834,555,827</u>
資本合計		<u>1,021,094,173</u>
負債資本合計		<u>1,751,888,366</u>

別表 3

平成 22 年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第 1 条 平成 22 年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 航 海 数	13,000 回
(2) 年 間 輸 送 台 数	340,000 台
(3) 年間輸送同乗旅客数	435,000 人
(4) 年間輸送一般旅客数	79,000 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 事 業 収 益	1,010,491	千円
第 1 項 営 業 収 益	1,001,492	千円
第 2 項 営 業 外 収 益	8,999	千円
	支 出	
第 1 款 事 業 費	1,004,939	千円
第 1 項 営 業 費 用	957,237	千円
第 2 項 営 業 外 費 用	22,702	千円
第 3 項 予 備 費	25,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額 9,100 千円は、過年度分損益勘定留保資金 9,100 千円で補てんするものとする。)

	支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	9,100	千円
第 1 項 建 設 改 良 費	7,100	千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	0	千円
第 3 項 予 備 費	2,000	千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 394,846 千円
- (2) 交際費 400 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

熊本県教育委員会訓令第 1 2 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 22 年 5 月 28 日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教職員住宅管理規程（昭和 40 年熊本県教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

- 第 5 条第 2 項中「教育政策課福利厚生室長」を「教育政策課長」に改める。
- 第 10 条第 1 項中「教育長は、」の次に「熊本市内の集団住宅以外の」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県選挙管理委員会告示第 20 号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年5月28日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴田 憲保

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程
熊本県公職選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第75条第2項中「燃料の供給を受けた日付」の次に、「又は車両番号のうち道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加える。

第110条第2項及中「第125条」を「第108条」に、第3項中「第65条及び第66条第2項」を「第62条第2項（候補者届出政党に係る部分を除く。）及び第63条」に改める。

第116条第1項中「第201条の14」を「第201条の15」に改める。

別記第97号様式備考2中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第98号様式その1及び備考3並びに別記第99号様式その1中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第100号様式その1中「車種及び自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その2中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その2備考2及び備考3中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その2備考2及び備考3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第102号様式その1備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その1別紙その2（2）、備考3及び備考4中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第21号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成22年4月1日以後は、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年5月28日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴田 憲保

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
いえき正博後援会	家城 正博	執行 勲	人吉市南泉田町5-205
前島龍二後援会	前島 龍二	分部 伯雄	葦北郡芦北町大字芦北2370-1
新しい熊本をつくる会	岩下 栄一	林 義行	熊本市水前寺1-5-4 下村ビル3F
石原武義後援会	仲田 朝研	石原 タエ	菊池郡菊陽町原水1188-2
今村てるあき後援会	川崎 幸教	古沢 一	阿蘇郡長陽村大字河陽2928
うおずみ純也後援会	金村 康平	桑原 宏典	熊本市上水前寺2丁目10-26 福德ビル1F
切通英博後援会	切通 英博	切通 輝夫	上天草市大矢野町登立12785-5
志水・松永後援会	志水 啓也	松永 壽昭	下益城郡城南町鰐瀬2923
眞政会	松原 信博	松田 則康	下益城郡城南町大字下宮地

田尻よしひろ後援会 善進会	田尻 善裕	田尻 勝裕	734番地 熊本市大江5丁目16-11-501
中本せいじ政友会	中本 誠二	高見 義幸	宇土市下網田町737-2
中山ひろゆき後援会	中山 弘幸	中山 幸枝	宇城市三角町郡浦1519
日本尽忠党総本部	野口 雅幸	中田 弘文	合志市須屋1511-7
のざきゆうこと熊本市政を考える会	野崎 祐子	野崎 佐登志	熊本市国府4-9-47
原とよのり後援会	原 豊典	原 信子	人吉市古仏頂町1310-1
福永哲雄後援会	松本 正	小嶺 隆	上益城郡益城町木山420番地
丸山やすあき後援会	竹下 一矢	丸山 真琴	山鹿市鹿央町合里2192-1

熊本県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成22年5月28日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

政党

政治団体の名称	代表者	会計責任者	住所
自由民主党熊本県参議院選挙区第一支部	松村 祥史	成田 友孝	熊本市江越1丁目6-8
民主党熊本県参議院選挙区第1総支部	本田 浩一	藤原 芳文	熊本市富合町清藤36番1号

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	住所
大賀慶一後援会「くらだけ会」	野口 和夫	三池 義次	菊池市旭志新明1590
隈部忠宗後援会	前田 寿英	隈部 英明	菊池市七城町荒牧443-1
幸福実現党天草後援会	池田 眞理子	森 満里子	天草市浄南町2-30
幸福実現党熊本西後援会	小野 久代	松本 陽子	熊本市野田3-3-56
寺本順一後援会	鬼塚 政廣	西村 昌憲	臺北郡芦北町大字田浦町566番地1
富川行戒後援会	今村 英子	富川 由美子	菊池市西寺1996-5
ならぎさ利幸後援会	鶴田 隆春	金子 金次郎	天草市今釜町1-6
西村まさみ熊本県後援会	久々山 芳文	有田 俊昭	熊本市坪井2丁目4番15号
日本一住み良い町づくりの会	古川 龍自	箕田 高明	上益城郡益城町福富578-2
林謙次後援会	松永 直樹	林 厚子	宇城市松橋町古保山1200-4
原口亮志後援会	河添 恭輔	牧 哲也	熊本市植木町円台寺750
東英俊後援会「菊山会」	東 博幸	中光 秀子	菊池市木柑子下沖1335
福永たかみち後援会	中川 興一	池上 公敏	宇城市松橋町曲野2578
ほした正弘後援会	杉山 保秋	橋本 恒廣	宇城市豊野町上郷94-1
吉盛義樹後援会	吉盛 義樹	犬養 孝	天草市今釜新町3599
城典臣後援会	城 典臣	管 義友	菊池市原4270-10

熊本県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成22年5月28日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
自由民主党熊本県測量設計業協会支部	会計責任者	田口 覺	平井 正之
自由民主党熊本県トラック支部	会計責任者	山口 安	児玉 重則
自由民主党熊本県八代市第六支部	会計責任者	由解 陽一	高野 淳子
自由民主党清和支部	会計責任者	吉田 理香	古閑 忠正
自由民主党玉名市支部	主たる事務所の所在地	玉名市立願寺 1 0 2 0 - 1	玉名市岩崎 5 9 - 1
	代表者	中川 潤一	高木 満範
	会計責任者	宮田 知美	内田 晴信
自由民主党矢部支部	会計責任者	吉田 理香	古閑 忠正
日本共産党宇城委員会	代表者	山本 伸裕	小田 憲郎
民主党熊本県参議院選挙区第 2 総支部	会計責任者	直江 伸二	中尾 修一
自由民主党甲佐町支部	会計責任者	栗林 大八	志免 安喜
自由民主党山江村支部	会計責任者	木口 恒夫	松本 道人

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
奥名克美後援会	政治団体の名称	奥名克美後援会	奥名かつみ後援会
	主たる事務所の所在地	上益城郡甲佐町上早川 3 4 3 3 - 1	上益城郡甲佐町豊内 7 2 7
	代表者	井上 英利	村上 彪
かねせ哲治後援会	会計責任者	栗林 大八	岩崎 孝一
	主たる事務所の所在地	上益城郡山都町鶴ヶ田 2 0 9 5 番地	上益城郡山都町城平 4 3 番地
河内校区野田毅後援会	主たる事務所の所在地	熊本市河内町河内 3 0 5 2 - 1	熊本市河内町白浜 9
	代表者	清田 勇	小崎 泰二郎
	会計責任者	村上 一則	木下 幸男
熊本県鍼灸マッサージ師連盟	会計責任者	小山 完史	池本 仁
熊本県税理士政治連盟	代表者	中島 智喜	宮本 律夫
熊本県トラック協会政治連盟	会計責任者	山口 安	児玉 重則
熊本県ビルメンテナンス政治連盟	会計責任者	尾池 千佳子	大森 敏雄
全国商工政治連盟富合町支部	会計責任者	宮崎 建一郎	中村 孝則
ぬるゆたけよと市政を考える女性の会	政治団体の名称	ぬるゆたけよと市政を考える女性の会	市政を考える女性の会
	代表者	中田 末蔵	入田 戦生
高野洋介後援会	会計責任者	遠山 明子	川本 浩喜
田嶋章二後援会	会計責任者	時田 正吉	吉村 光彦
西濱和博後援会	主たる事務所の所在地	八代市横手町 1 1 8 9 - 1 9	八代市田中北町 5 - 1 - 1
日本共産党東裕人後援会	会計責任者	田中 芳幸	宮崎 京二
早田順一後援会	主たる事務所の所在地	山鹿市宗方通 1 0 5 グリーンパーク内	山鹿市宗方通 1 0 5
	代表者	赤星 秀年	野中 昭三郎
早田順一を支える会	主たる事務所の所在地	山鹿市宗方通 1 0 5 グリーンパーク内	山鹿市宗方通 1 0 5
代表者	赤星 秀年	野中 昭三郎	
藤本かずおみ後援会	主たる事務所の所在地	八代郡氷川町高塚 9 3 5 番地	八代郡氷川町島地 7 5 4 番地 1
満永としひろ後援会	会計責任者	東坂 力	遠山 洋一
らいかい恵子後援会	代表者	来海 恵子	才藤 重一
内山慶治後援会	会計責任者	中竹 耕一郎	勝原 星四郎
全国商工政治連盟あさぎり支部	代表者	白木 誠一	松村 昭
	会計責任者	松下 祐司	尾鷹 一範
ともえだ和明後援会	主たる事務所の所在地	八代市千丁町新牟田 4 7 6 - 2	八代市千丁町新牟田 1 5 0 番地
田口信夫後援会	代表者	田口 信夫	迫田 隆弘
重村かずゆき「和幸会」	会計責任者	三島 満男	嘉悦 史博
天草を改革していく会 野中幸市後援会	主たる事務所の所在地	天草市伊宇土 1 4 3 0 番地大野末喜方内	本渡市古川町 2 番 1 9 号 S T ビル 1 0 1
甲斐利幸後援会	主たる事務所の所在地	上益城郡山都町御所 1 4 3 2 番地の 1	上益城郡山都町御所 4 3 2 番地の 1
児玉ふみお後援会	会計責任者	吉田 理香	古閑 忠正
三政会	主たる事務所の所在地	宇城市松橋町松橋 2 9	宇城市三角町波多 8 9 5 - 1
本田浩一後援会	主たる事務所の所在地	熊本市富合町清藤 3 6 番 1 号	熊本市神水 1 丁目 6 番 1 号フォルテ神水 1 0 2

熊本県選挙管理委員会告示第 2 4 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 7 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 2 年 5 月 2 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
いせりせいご後援会	阿蘇市永草 1 5 8 5	平成 21 年 12 月 31 日
大橋健介後援会	鹿本郡植木町大字田底 3 1 7 - 5	平成 21 年 12 月 31 日
大山まりこ後援会	玉名郡長洲町高浜 1 4 3 3 - 5	平成 21 年 12 月 31 日
高田嗣人後援会	鹿本郡植木町内 3 2 3	平成 21 年 12 月 31 日
徳永雄一後援会	宇城市松橋町内田 8 1 4	平成 22 年 3 月 2 日

野嶋健一後援会	本渡市本町下河内 1 3 5 5	平成 21 年 12 月 31 日
藤野敏昭後援会	菊池市旭志小原 1 5 7	平成 21 年 12 月 20 日
本山重信後援会	玉名市横島町 7 7 7 2 - 2	平成 22 年 3 月 25 日
前淵治後援会	玉名郡和水町瀬川 3 3 1 7	平成 21 年 12 月 31 日
隈部忠宗後援会	菊池郡七城町大字荒牧 4 4 3 - 1	平成 17 年 12 月 31 日
鋤崎ユリエ後援会	熊本市城南町塚原 1 7 5 6 - 1	平成 22 年 3 月 25 日
徳永雄一政治研究会	宇城市松橋町内田 8 1 4	平成 22 年 3 月 2 日
ながみね興也後援会	下益城郡美里町堅志田 7 4	平成 21 年 12 月 31 日

熊本県選挙管理委員会告示第 2 5 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 2 年 5 月 2 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
城 典臣	市議	城典臣後援会	菊池市原 4 2 7 0 - 1 0	城 典臣

熊本県選挙管理委員会告示第 2 6 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 2 年 5 月 2 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届出事項の異動届を提出した者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容	
				新	旧
野中 幸市	市長	天草を改革していく会 野中幸市後援会	主たる事務所の所在地	天草市伊宇土 1 4 3 0 番地大野末喜方内	本渡市古川町 2 番 1 9 号 ST ビル 1 0 1
甲斐 利幸	町長	甲斐利幸後援会	主たる事務所の所在地	上益城郡山都町御所 1 4 3 2 番地の 1	上益城郡山都町御所 4 3 2 番地の 1
児玉 文雄	県議	児玉ふみお後援会	会計責任者	吉田 里香	古閑 忠正
篠崎 鐵男	市長	三政会	主たる事務所の所在地	宇城市松橋町松橋 2 9	宇城市三角町波多 8 9 5 - 1
本田 浩一	参議	本田浩一後援会	主たる事務所の所在地	熊本市富合町清藤 3 6 番 1 号	熊本市神水 1 丁目 6 番 1 号フォルテ 1 0 2

熊本県選挙管理委員会告示第 2 7 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 2 年 5 月 2 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
重村 和征	市議	重村かずゆき「和幸会」	熊本市戸島本町 1 番 5 号	重村 和征
鋤崎 ユリエ	町議	鋤崎ユリエ後援会	熊本市城南町塚原 1 7 5 6 - 1	鋤崎 ユリエ
徳永 雄一	市議	徳永雄一後援会	宇城市松橋町内田 8 1 4	徳永 雄一
長嶺 興也	町長	ながみね興也後援会	下益城郡美里町堅志田 7 4	長嶺 興也

熊本県障害者施策推進協議会公告第 3 号

第 3 回障がい者への差別をなくす条例検討委員会を次のとおり開催します。

平成 2 2 年 5 月 2 8 日

熊本県障害者施策推進協議会

- 1 開催日時
平成22年6月14日（月）
午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題（予定）
（1）条例の枠組み（構成を含む）についての論点整理
（2）その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができます。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
（3）傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳者による通訳が必要な場合は、6月4日（金）までに下記問い合わせ先へ申込み下さい。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障がい者支援総室企画調整班）（電話096-333-2236 ファクシミリ096-383-1739）

熊本県人事委員会告示第3号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年5月28日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の熊本県職員等の給与簿取扱規程別記第3号様式中子ども手当の欄に記載された額には、児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定により支給される平成22年3月までの月分の児童手当その他の給付の額がある場合は、当該額を含むものとする。